

《入院時食事療養費・生活療養費》

○入院時食事療養費

負担区分		自己負担額 (食事1食当たり) (※1)
一般・現役 並み所得	①、②以外	490円 (※2)
	① 小児慢性特定疾病児童等	280円
	② 指定難病患者	280円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	230円【180円】(※3)
	区分Ⅰ	110円

(※1) 食事代の1日の自己負担額は3食に相当する額を限度とします。

(※2) 平成28年4月1日において継続して1年以上精神病床に入院している方で、引き続き入院されている方については、260円になる場合があります。

(※3) 【 】内は、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額です。減額には申請が必要です。

○入院時生活療養費

負担区分		自己負担額		
		食費(食事1食当たり) (※1)		居住費 (入院1日当たり)
		入院医療の 必要性の高い 患者以外の方	入院医療の 必要性の高い 患者の方	
市民税 課税世帯	一般	490円【450円】(※2)		370円
	指定難病患者	280円		0円
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	230円	230円 【180円】(※3)	370円 (指定難病者の方は0円)
	区分Ⅰ	140円	110円	

(※1) 食事代の1日の自己負担額は3食に相当する額を限度とします。

(※2) 【 】内は、入院中の医療機関が「入院時生活療養費Ⅱ」に該当する場合の負担額です。

(※3) 【 】内は、直近12か月の入院日数が90日を超えている場合の負担額です。減額には申請が必要です。